

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：平成 27 年 9 月 1 日(火)13:30 ~ 15:00

場所：恩賜林記念館東会議室

会議出席者

< 出席委員 >

坂本委員、伊東委員、石井委員、工藤委員、小林委員、鈴木委員、早見委員、福原委員、湯本委員

< 事務局 >

深澤森林環境部参事、渡辺森林環境部主幹

河西課長補佐、石井副主幹、渡邊主任

次第

1 開会

2 議事

議題 1 山梨県環境影響評価等技術指針の改正検討について

議題 2 その他

3 閉会

資料

資料 1 山梨県環境影響評価等技術指針の改正検討について

資料 2 技術指針の改正(案)

資料 3 山梨県の環境アセスメント(環境影響評価の手引き)の見直しについて

資料 記者配付資料

資料 山梨県環境影響評価等技術審議会名簿

1 開会

(進行 河西課長補佐)

ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催させていただきます。

本日の進行を務めます、大気水質保全課 課長補佐の河西でございます。よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

(進行 河西課長補佐)

それでは、森林環境部参事の深澤からごあいさつ申し上げます。

(深澤参事)

本日はお忙しいところ、環境影響評価等技術審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日、議題となる案件は、環境影響評価等技術指針の全般的な改正に係る検討についてでございます。

技術指針につきましては、本年5月、環境影響評価の項目として「放射線の量」を追加し、併せてこれに係る調査及び予測の手法を定めたところでありますが、その審議の際、他の項目についても改正の必要性を含め、様々な御意見をいただきました。既に国では本年度中に逐条解説やガイドラインの改正を予定しているため、この度、内容の全般的な改正に向け、検討に着手することとした次第でございます。

本日は、委員の皆様からあらかじめいただいた御意見、更に事務局が本指針において改正が必要な内容として整理したものを検討資料として御審議いただきます。限られた時間ではございますが、よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、引き続きお力添えをいただけますよう、お願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。本日はお忙しいところ、技術審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

3 議 事

(進行 河西課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について報告いたします。

本審議会は、山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。

本日は、15名の委員のうち、9名の出席をいただいておりますので、条例第47条11項に規定される、2分の1以上の出席が得られましたので本審議会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、配布資料の確認を行います。

資料1 山梨県環境影響評価等技術指針の改正検討について、資料2 技術指針の改正案について、資料3 山梨県の環境アセスメント(環境影響評価の手引き)の見直しについて、その他

の資料として、記者配付資料、山梨県環境影響評価等技術審議会名簿でございます。

なお、あらかじめ委員の皆様から御意見をいただいておりますが、これにつきましては、本日お配りしております改正案の資料内に記載しております。

資料に不足がある場合には、事務局まで申し出てください。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

議長は条例第47条第10項に基づき、会長が務めることになっておりますので、坂本会長、議事進行をよろしく申し上げます。

(進行 坂本会長)

それでは、よろしくお願いいいたします。案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。

本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。という事で御確認をお願いします。

今回は、技術指針の改正の審議のため、非公開での審議を予定しておりませんが、審議の流れで必要であれば、非公開といたします。

非公開審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には、本会場から退出願います。

以上、御協力をお願いします。

議題1 山梨県環境影響評価等技術指針の改正検討について

(坂本会長)

それでは、議題1に入らせていただきます。

事務局から資料の説明をお願いいいたします。

(石井副主幹)

私から、具体的な改正内容について御説明します。資料2の総論をご覧ください。時間の都合上、主な改正箇所について御説明します。

まず、一番左の列番号2、3、4の第1の趣旨でございます。

現指針では、趣旨が3つに分かれています。趣旨の2につきましては、趣旨にそぐわないため、第2の基本的考え方に取り込み、趣旨の1と3を統合しました。

なお、改正理由の欄の米印ですが、昨日、田中委員から、最初の総論の部分のどこかに、(環境問題の)未然防止、公平性という2つの言葉が入ると、山梨県の環境アセスメント制度の立ち位置がずっとわかりやすくなるという御意見をいただきました。昨日いただいた御意見のため、十分に検討できず、今回の改正案には反映することはできませんでしたが、今後、検討していくことといたします。

次に5行の第2の環境影響評価を行う基本的な考え方についてです。

先ほども御説明したとおり、趣旨の2を基本的事項に加え、1と2に分けました。1の中に事業特性、地域特性を定義いたしました。2では、現指針を基本としていますが、一般的には、回避、低減、代償と使用されることが多いですが、本県では、ミティゲーションの趣旨をより明確に打ち出すため、低減ではなく、最小化を用いています。当考え方については、田中委員及び伊東委員からも御意見を伺う中で検討しました。また、併せて、複数案により比較検討することも追加しました。

なお、平林委員からは、最小化について、既に定義された言葉であるため、新たな意味を持たせて再定義するのはどうかとの意見があったことも御報告します。

7行の最小化についてですが、現指針では、最小化の定義の中に低減の概念が含まれていなかったため、新たに加えて、最小化の定義としました。

次に9行の第3環境影響評価の項でございます。

評価に係る項目が目的のため、文章の整理及び簡素化を行いました。

次ページを御覧ください。現指針では、項目を列挙しただけでしたが、改正案では、表にまとめ、わかりやすくしました。また、現指針では、定義付けされていなかった環境要素についても定義しました。

次に16行の第4環境影響評価等の実施手順についてです。

方法書段階で把握する情報を正確に記載するため、対象事業の計画案の策定を事業特性の概況に修正いたしました。

また、把握する情報についても、工、オ、カを追加して、詳細に記載することとしました。

3ページの18行を御覧ください。現指針ではない項目ですが、方法書と同じ流れで項目を選定することを基本とするため、方法書段階でも、環境影響要因と環境要素を抽出することとし、抽出する環境要素を、環境影響を受ける可能性のある環境要素と具体的に表記いたしました。

20行の2準備書の作成についてですが、準備書では、方法書の知事意見等を踏まえて作成することを明文化しました。

また、方法書と同じ知事意見等を踏まえ、把握する項目を追加いたしました。

5ページの40行を御覧ください。

4月の審議会の時に石井委員から事業者内部での協議事項についても氏名等を記載できないかという意見がございました。それに対して改正案では、キとして、環境影響評価の実施に当たり、専門家等からの助言を受けた場合は、原則として、助言を受けた項目、助言内容、助言を受けた日時、専門家等の専門分野、所属機関の属性、職名及び氏名を明らかにすること。なお、氏名等を明らかにできない場合は、その理由を記載することを追加したところでございます。

次に41行、42行、43行の第5の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定についてです。

1の環境影響評価の項目選定にあるア、イ及び2の調査、予測及び評価の手法の選定のア、イについては、3の留意事項にまとめました。

また、3の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての留意事項のAについては、1の環境影響評価の項目選定に取り入れました。項目の選定結果については、別表2のマトリックス表にまとめることとしました。別表2については、11ページに示してあります。

7ページを御覧ください。55行から58行の第6環境影響評価の実施について、でございます。

ここでは、2の予測の手法について定めたものであります。まず、ウの予測地域ですが、なお以降については、予測地点について記載しています。予測地点についても重要であることから、予測地点を新たに項出ししました。また、Aからエの並び順については、1の調査に準じて並び替えを行い、文章をわかりやすく整理しました。

8ページを御覧ください。66行の第6環境影響評価の実施についての環境保全措置の検討についてです。

改正案では、第2の基本的考え方の回避、最小化、代償の基本的な考え方を強調いたしました。また、ここで実行可能な範囲内とありますが、実行可能な範囲内の考え方は、環境省の実行可能なより良い技術の検討による評価手法の手引きに示された考え方に準じています。

69行についてですが、これは、環境保全措置の検討にあたっての留意事項でございます。

現指針の代替案を複数案に統一いたしました。また、環境保全措置の妥当性の検証を追加し、検討の経緯を明らかにすることを追加しました。

70行のイでございますが、第2の基本的考え方において、複数案により比較検討することを追加したことから、当項目において、複数案の検討についても記載いたしました。当改正については、伊東委員の意見を反映させたところでございます。

以上が総論についての主な改正内容でございます。

次に各論を御説明します。

お手元の資料2の各論を御覧ください。

第1の大気汚染でございます。

大気汚染については、大気汚染防止法の改正に伴い、第2条の項ずれが生じたことによる改正です。(イ)の規制項目の第4項が第8項、第5項が第9項、(ウ)有害項目の第9項が第13項に修正となります。

また、(エ)のその他の項目ですが、炭化水素(非メタン炭化水素)ですが、非メタン炭化水素は光化学オキシダントの原因物質であるのですが、光化学オキシダントは、(ア)の環境項目でも記載されているとおり、除かれています。それなのに、非メタン炭化水素が記載されているのは、違和感があるため、記載から外したいと考えます。なお、非メタン炭化水素について項目選定ができないことは無く、その他の項目として選定することで可能となります。

3ページの18行の悪臭を御覧ください。

(4)測定方法ですが、野外拡散実験を加えました。大気汚染の測定方法には野外実験が記載されていますが、悪臭も大気と同じと考え、当方法を加えました。

次に4ページの第3騒音の測定方法です。

現指針では、建設作業騒音が入っていなかったため、追加することとしました。

5ページの30行の低周波の測定方法です。

ウの測定方法に低周波音の測定方法に関するマニュアルを追加しました。これは、当指針ができた後に当マニュアルが作成されたため、記載が無かったと思われまますので、今回追加しました。

次に6ページの38行の振動の測定方法です。

現指針では、建設作業振動が入っていなかったため、追加することとしました。

8ページの44行を御覧ください。

水質汚濁の調査項目ですが、現指針では、ダイオキシン類が入っていませんでしたので、今回、追加しました。

45行の地下水の水質ですが、現指針では入っていなかった、要監視項目、ダイオキシン類について追加しました。

47行の工地形、地物の状況ですが、当項目については、4月の審議会の時に後藤委員から地質も影響するのではないかとの御意見があり、今回地質を追加したところです。

9ページの水質汚濁の測定方法ですが、調査項目にダイオキシン類を追加したため、ダイオキシン類の測定方法を追加いたしました。

次に12ページの土壌汚染についてです。

73行の調査地域ですが、土壌汚染と地下水汚染は密接に関連することから、調査地域として、土壌及び地下水といたしました。

74行の調査方法ですが、土壌汚染対策法で定められている溶出試験、含有試験について追加し、底質調査方法については削除いたしました。

15ページの101行を御覧ください。

4月の審議会の時に湯本委員から、水生生物については、水生生物相としか記載が無く、曖昧な分類となっているとの御意見をいただきました。平林委員や湯本委員とも協議しながら、生物の生活様式に分類し、aとして、遊泳生物(魚類等)、b浮遊生物(動植物プランクトン、浮標植物等)、c底生生物(水生昆虫、貝類、付着藻類、沈水植物、浮葉植物、抽水植物等)、そして、dのその他の水生生物と充実させました。

16ページの103行の(イ)調査期間等ですが、個々の生態に応じて時期を設定することがわかるように、開花期、結実期を削除しました。

次に17ページの第13生態系ですが、平林委員から生態系を構成する要素は、構成要素との意見があり、要素を構成要素に修正いたしました。

18ページの117行、118行ですが、石井委員の意見で、対象事業の可視領域を明らかにすることが必要との意見を反映し、対象事業の可視領域を把握した上を追加いたしました。

また、イの主要な眺望地点の状況の調査地点において、調査地点を追加いたしました。

122行の景観の予測方法ですが、ビデオ動画を追加いたしました。

20ページの第17大気汚染物質、水質汚濁物質についてです。

第1の大気汚染、第6の水質汚濁については、規制基準が決まっている濃度規制の物質に

対して、第 17 の大気汚染物質、水質汚濁物質は規制項目ではないのですが、大気汚染の原因物質、水質汚濁の原因物質となる物質を想定していると思われます。

しかしながら、当記載内容では、わかりづらいため、修正を行いたいと考えております。現段階では、改正案が記載されていませんが、委員の方々の御意見をお伺いしながら、修正していきたいと思っております。

第 18 の温室効果ガスですが、森林伐採等における温室効果ガスの状況等についても取り入れたい意向であります。具体的に煮詰まっていない状況ですので、今後、御意見を伺う中で検討していきたいと考えております。

以上が各論についての改正内容です。

(坂本会長)

それでは、ただ今の説明について、御意見・御質問を伺いたいと思います。

総論から伺いたいと思います。

(鈴木委員)

総論 1 ページの趣旨のところ、なお書き以降の記載について、「改正を行う」の前に「必要な」という言葉を追記したことにより、その前の「必要な科学的判断を加え」というところと重複したことになってしまいます。

また、一文の中に「常に」という言葉と「適宜」という言葉があります。文章としては「に応じて、適宜必要な改正を行うものとする」ということがメインで、その根拠として「科学的な判断を加える」ということになるので、「常に必要な」という言葉は不要ではないかと思えます。

それから、5 ページの一番上ですが、(助言を受けた氏名等を)明らかにできない場合はということについて、準備書等では明らかにできなくても審議会限りで公表するということは想定されると思いますので、そういったニュアンスが入ったほうが良いと思います。

また、大月バイオマス発電事業の評価書を送付いただいたのですが、本編と要約版がほとんど同じ内容になっています。要約版については、ガイドラインなどで本編の要約になるように指針を示した方が良いのではないのでしょうか。

(坂本会長)

1 つ目のことについて、鈴木委員の御意見の主旨は理解していただきましたか。事務局は文章を検討してください。

それから、助言者の氏名等について、アセス図書での記載はないとしても、審議会では説明していただくということ、それを含めた記載ということですが、いかがでしょうか。

(深澤参事)

委員の御発言のとおり、公開する場を限定するなどの方法もあるかもしれませんが、表現方法を含めて事務局で検討させていただきます。

(坂本会長)

了解しました。また、要約版についてはいかがでしょうか。

(河西補佐)

後程説明をさせていただきますが、環境影響評価手引きの中で、要約書の位置づけ等に関する解説を追記したいと考えております。一般の方々が十分理解できるような作り方を手引きの中で解説していきたいと考えております。

(福原委員)

今のことに関連しますが、最近の事例では、要約書があまりまとめられていないものが多いと思います。事業者には指導していただけると良いと思います。

(渡邊主任)

要約書の内容に関するのですが、どの程度の内容が記載されていればよいという御意見はあるでしょうか。

国の道路の主務省令に係るガイドラインなどでは、パンフレットのような形で作成し、その内容は、主な事業の特性、地域の特性、影響の大きい項目などを簡単に記載するというような例を示しています。

(坂本会長)

根拠となる記載が本編や資料編のどこに記載されているかわかるような記載であれば、要約書は薄くものでもよいのではないのでしょうか。検討してみてください。

他にはいかがでしょうか。

(工藤委員)

第2の環境影響評価を行う基本的な考え方の記載において、「事業特性」は、「環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法の選定に影響を及ぼす事業の内容」と定義していますが、事業特性は選定に当たって考慮するものであるので、単に「事業の内容」を「事業特性」とするのはないのでしょうか。

(渡邊主任)

この部分の定義は、以前の指針での記載のとおりで、「選定に影響を及ぼす事業の内容を事業特性」として記載しております。

(工藤委員)

一般の方が読んでも分かりにくいと思います。

(坂本会長)

事務局の考え方は分かりましたが、これまでにこだわらず、一般の方が読んでわかるような記載を検討していただければという意見です。よろしくお願いします。

(伊東委員)

環境影響評価を行う基本的考え方の「回避、最小化、代償」の部分で、御提案をさせていただいておりますが、この「最小化」「代償」の部分は、特に自然環境や生態系を意識した文章になっておりまして、この部分の基本的な考え方は全体を包括するような文言としては、少し自然環境に偏った表現になっているかなと気になっているところです。

特に、代償の「新しい環境要素を創出すること等により」は、生物多様性オフセット、自然環境を新しく人工的につくるということを意識した文章になってしまっていますが、自然環境だけでなく、動物や生態系、景観など代償が可能なものはありますが、大気汚染や悪臭、騒音に関しては代償ができないものになっております。

ですので、この部分の記載について、例えば、代償、相殺できるような要素については代償を検討するとするのか、環境影響評価法のように代償には触れずに回避、最小化までで押さえておいて、生態系や温室効果ガスのようにオフセットができるような部分については、代償も含めた検討をすることとするか、この部分の判断になるのかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(坂本会長)

確かに、この概念は条例制定時に生態系を視野に入れた考えだと認識しております。一方で田中委員は、この部分を残したいのではないかと思います。

確認ですが、法での記載はどのようになっているのですか。

(伊東委員)

法に記載されているのは、回避、低減までが記載されており、代償は、代償できる項目の技術ガイドで検討してくださいという形になっています。

(坂本会長)

事務局何か御見解はありますか。

(石井副主幹)

意見の主旨を踏まえて、検討させてください。

(河西補佐)

確認ですが、代償は削除したほうが良いという御意見でしょうか。

(伊東委員)

表現の仕方によると思いますが、ここに残すのであれば、環境影響を相殺若しくは代償できるものに関しては、代償を検討するという記事を記載するということだと思います。こちらでも検討させていただければと思います。

(坂本会長)

全ての項目に当てはまるものではないということですね。

(伊東委員)

生態系と、二酸化炭素のカーボンオフセットは、代償の概念に合うかと思います。

(坂本会長)

今後の課題ということで、検討をお願いします。

(伊東委員)

2ページに方法書に記載すべき事業特性の概況の部分で、対象事業の事業計画の概要と、対象事業に係る工事計画の概要がございますが、この2つの違いを説明していただけるでしょうか。事業計画の中に工事計画も含まれるのではないかと思うのですが。

(石井副主幹)

事業計画の概要については、事業そのものの計画ということで、工事計画については、工事のスケジュールなどをメインに考えております。

(坂本会長)

大きく言えば、工事計画も供用時の運用計画についても、事業計画に含まれるかと思いますが、事業計画として記載すべき事項があるかどうか確認した上で、記載方法を検討して下さい。

(石井副主幹)

記載方法を見直したいと思います。

(坂本会長)

それでは、各論に入りたいと思います。御意見等いただければと思います。

(福原委員)

騒音の部分で、航空機騒音がございますが、国際的に最も評価されている WEPCNL から LDEN という方法に2年前から変更になっております。そのことを踏まえた測定方法になっていないといけないと思います。

(石井副主幹)

航空機騒音に関する測定方法として記載している「航空機騒音に係る環境基準について」は、昭和 48 年に出された告示ですが、その後内容が改正されており、現在では、先ほどおっしゃられた LDEN による評価が規定されています。私どもも LDEN での評価を指導することを考えております。

(福原委員)

山梨には大規模な飛行場はありませんが、この評価では、農業用の飛行機などもすべて対象になっているものですから、確認させていただきました。

それから、騒音計の JIS が追加されておりまして、計量法上求められる騒音計について、新しく規定が追加されております。まだ、規定に基づいて新しく型式承認されたものはなく、旧制度のものがそのままですが、今回の改定に当たっては、考慮しておいた方が良いと思います。

これまでは、計量法の型式承認と器差検査ということがありましたが、ようやく世界と同じような表現方法で、基準となる音響校正域で騒音計を校正するということが追加されているものですから、こういったことを考慮したほうが良いと思います。

最近、騒音源として対象とならなかったようなものが苦情として多くなってきております。具体的には、基準以下であっても耳障りな音として苦情の対象となり、こういったことが特に都市近郊では多くなってきております。

基準をクリアすればよいのではなく、今までなかったような音が気になるということが、太陽光発電や地熱発電、バイオマス発電、議論が進められている風車などの事業で見られます。こういったものをどのように扱うかということを考えなければなりません。山梨県では風力発電に少し距離をおいていますが、太陽光は多く設置されてきております。基準以下ではありますが、こんなはずではなかったというようなことが往々にして出てくるのではないかと懸念しております。そのあたりを事業者にどのように指導していくのか、重要になってくると思います。

(石井副主幹)

お伺いしたいのですが、先生のおっしゃる耳障りな音というのは、低周波音とは別ということでしょうか。

(福原委員)

騒音計で計測すると、基準よりはるかに小さいのですが、人間の耳はそういった音も聞き取れますので、今までなかった音があることで気になって苦情になるということがあります。事例としては、100m～200m 以内で民家からあまり離れていないところに太陽光発電が設置されてきております。これについては特に注意したほうが良いと思います。遠くであっても、普段自然の音がしているところで、コンプレッサー音やモーター音がかすかに聞こえるとい

ったことも耳障りな音として認識されることがあります。

(石井副主幹)

事業の特性を詳細な説明していただく中で、そういったことが予測評価できれば検討していただくように指導していきたいと思います。

(福原委員)

低周波について、測定方法について「低周波音の測定方法に関するマニュアル」が記載されています。最近、このマニュアルに記載されている「参考値」を金科玉条のごとく説明する事業者が多いです。「参考値」はあくまで参考として出すのは良いですが、まだまだ議論が終了しておりません。このマニュアルの対象は固定音源を対象にしているということもあります。風力発電などは、あのマニュアルに則った方法でやったとしても、データがうまく測定できないということもあります。風力発電の場合は、ブレードが回るということで苦肉の策で移動音源としているようですが、何基も設置されると風向きによっては、距離が遠くなってもなかなか音が小さくならないということがあるようです。そういったことがありますので、マニュアルの方法だけではなく、出典を含めてオーソライズできそうな最新の技術や知見を用いて評価するというのも考えておいた方が良いのではないかと思います。その場合には、出典を明らかにするとともに関係部署と事前に協議することが必要で、そういったことを明確にしておかないと、低周波音は基準値がございませんので、一方的に走ってしまうくらいがあります。そういったことを考慮しておく必要があると思います。

(石井副主幹)

低周波音については、苦情等があればどうしてもマニュアルが先行して、それに沿って低周波の有無を判断してしまうことが行政にもあるかと思いますが、今意見をいただいたような最新の技術を備えた方法で行うということもわかるように検討したいと思います。

(福原委員)

後で気が付いた時には、手遅れであったということがないようにした方が良いと思います。

(坂本会長)

主に、事業者への指導ということだと思いますが、総論などに追記することがあれば検討してください。

(石井委員)

平林委員からの指摘で、漁獲対象魚類の調査方法に、既存文献等を追加するというところがございしますが、他の所では既存資料等とされておりますが、使い分けているのでしょうか。景観の項目では、市町村の景観計画等を調べるということはどこにも記載されていませんが、既存資料等の中に入っているのでしょうか。どのように使い分けているのか。

(渡邊主任)

記載を間違えてしまいまして、正しくは既存資料等でございます。指針の中では、総論の地域特性の概況の把握において、「入手可能な最新の文献その他の資料」を既存資料等と定義しております。この部分にすべての文献、計画等が含まれていると考えております。

(伊東委員)

第18の温室効果ガスの調査に関する記載ですが、「調査は、対象事業の実施により発生する温室効果ガス等の種類ごとの特性について、既存資料等により整理及び解析する方法」となっておりますが、対象事業の実施時のみでよいのか、供用後も含めた温室効果ガスの低減に向けた検討を事業者に求めるかどうかという判断になるかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

(石井副主幹)

供用後についても含める形で検討したいと思います。

(工藤委員)

温室効果ガスについてですが、おそらく事業者さんが計算する際に、化石燃料の燃焼のみを考えてしまうのではないかという懸念があります。例えば、事業の実施に伴って大規模な森林伐採してしまうなど、その部分についても計算していただく可能性があります。一般にそういった認識があるのかという懸念があります。非農業・森林、その他の土地利用に関連した温室効果ガスの損失というものを意識されていない可能性があります。

(石井副主幹)

森林伐採等に伴う温室効果ガスの状況についても、この部分に追加することを検討しているところです。

(坂本会長)

委員のみなさんも御意見をお寄せいただければ、反映されると思います。

(渡邊主任)

森林伐採による温室効果ガスの排出量となると、森林に蓄積されていた炭素量を含めるという考え方になるかと思いますが、5年ほど前の環境省のガイドラインなどでは定量的な予測評価は難しいといわれていることもあったり、事例としては概算で予測しているというものもあります。現時点で、予測評価の手法などについてどのくらい技術が進展しているか、知見があれば伺わせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(工藤委員)

詳しくはないのですが、カーボンオフセットの J-VER 等が二酸化炭素削減のための制度なのですが、そちらに方法論があると思いますので、参考になるのではないかと思います。そういったことも含めて、少し調べてみます。

(伊東委員)

関連しますが、森林伐採については、通常カーボンニュートラルとしてカウントしなくてよいと思いますが、参考値として伐採した時の二酸化炭素排出量を算出しているのではないかと思います。

あと、土地利用に関する二酸化炭素排出量については、ライフサイクルアセスメントの分野で、土地利用まで含めたライフサイクルインパクトアセスメントの方で、少しそういった評価が出ています。通常のライフサイクルアセスメントですと、土地利用の影響まではなかなか考えていないものが多いかなと思います。ただし、土地利用への影響は生態系を含めて、生態系と二酸化炭素への影響を評価している事例も研究蓄積が増えてきておりますので、今後はそういったものも評価に入ってくる可能性があるかと思います。

(坂本会長)

委員のみなさんも参考になる資料等があるかもしれませんが、そういったものを事務局にお寄せいただき、国の状況なども考慮して検討指定いただければと思います。

他に意見はいかがでしょうか。

(工藤委員)

第 17 の大気汚染物質、水質汚濁物質に関することなのですが、第 1 の大気汚染については、基準値など規制がある物質で、こちらは PRTR 制度に関わるものかと認識しているのですが、良いでしょうか。

(石井副主幹)

我々もそのように認識しております。大気汚染や水質汚濁の項目については、環境基準や排出規制、指針値がある物質を対象とし、ここでいう大気汚染物質・水質汚濁物質については、PRTR で規定されている物質と思われます。でも、環境基準項目等と重なる部分もあり、また、大気汚染の中でも有害大気汚染物質というのは、約 250 種類規定されております。PRTR の中でも第 1 種、第 2 種を合わせると 500 くらいありますので、規制等されている物質を除いた PRTR で規定されている物質を指していると思います。

ただ、この部分のタイトルが大気汚染物質、水質汚濁物質という名称が良いのかというのは検討しているところです。規制されていない大気汚染物質などどのように記載するのか検討課題と考えております。

(工藤委員)

タイトルとしては、良いと思うのですが、多少の解説が必要かと思います。

(石井副主幹)

第 17 の大気汚染物質・水質汚濁物質の部分に、大気汚染及び水質汚濁で規定している物質を除くなどの規定があれば、分かりやすいかなと思ってありますが、検討しているところです。

(工藤委員)

法律では、報告の義務があるのですよね。

(石井副主幹)

PRTR では、報告の義務があります。ただし、すべての事業場に義務があるわけではなく、規定されたところのみです。

今までのアセスでは、ダイオキシン類などがここで評価されておりましたが、今回大気汚染や水質汚濁の所に追加しましたので、ここではそういった項目になるかと思います。

具体的には、橋梁を塗装する際の塗料に含まれる未規制の物質を予測評価するというイメージになるかと思います。

(工藤委員)

おそらく、一般の方はなぜ大気汚染物質がまた出てくるのか疑問がわくと思いますので、説明書きがあったほうが良いと思います。

(坂本会長)

言葉を検討してください。

それから、光化学オキシダントの規制はどこで決まっているのでしょうか。

(石井副主幹)

光化学オキシダントの規制等は、環境基準が決まっております。

(坂本会長)

光化学オキシダントは除くということでよいのですよね。

(石井副主幹)

山梨県においては、光化学オキシダントが高濃度になる場合には、首都圏からの移流が主となりまして、それを予測するというのは、一事業者にとっては難しいということで除かれていると思います。

(坂本会長)

了解しました。

では、他に意見がございますか。

(伊東委員)

全体的なところですが、手引き書では代替案という言葉が残っていたり、技術指針では住民等と記載されていますが、手引きでは県民等と言葉が異なっております。そういったことも含めて修正が必要かと思います。

(石井副主幹)

この後に説明させていただきますが、手引き書についても併せて改正させていただきたいと思います。

(坂本会長)

御意見が出尽くしたようですので、この辺りで審議を終了したいと思います。それでは、事務局は、今回の審議会の意見を踏まえて、技術指針の改正案を作成に向けて作業を進めてください。

委員の皆様は、追加の御意見がありましたら、事務局にメールなどで連絡してください。事務局は、欠席委員にも本日の協議内容を送付して、同様に対応してください。

議題 2 その他

(坂本会長)

その他、何かございますか。

(渡邊主任)

冒頭資料 1 の最後の方で説明いたしましたとおり、併せて事業者向けの手引きの作成も検討しております。本日は改正(案)ではなく、現時点で改正を検討している箇所をまとめて参りましたので簡単に説明させていただきます。

資料 3 をご覧ください。本手引きは、事業者等にアセスの制度及び手続きの理解を促し、アセスの一連の手続きを正確に行い、適切な図書を作成に努めてもらうためのものです。平成 12 年 3 月に作成後、これまでに数回改正を行ってきております。

現時点で検討している改正を検討している箇所、改正内容及びその理由を説明させていただきます。

まず、5 ページの冒頭の部分ですが、最新の情報を追記したいと思います。また 6 ページの用語の解説では、追加すべき用語があるか検討の上、必要に応じて追記を行います。12 ページについては、方法書の住民参加の機会の部分に、事業者が開催する説明会を追記いたします。20 ページの判定の届出に記載すべき対象事業の具体的な内容について、解説を追記したいと考えております。26 ページの環境影響要因の抽出については、当該要因と環境

要素のマトリクスを追加します。また同じページの把握する事業特性、地域特性について、具体的な例示を追記します。28 ページの項目選定の部分については、項目の選定・非選定の理由を具体的に記載するように説明を追記いたします。29 ページの方法書に記載すべき事業の内容について、解説を追記します。32 ページの調査及び予測の手法に係る部分について、それぞれ今回の指針改正に併せて、分かりやすくなるよう解説を追記したいと思います。33 ページの複数案の比較検討について、分かりやすくなるよう解説を修正いたします。同じページに、知事意見に対する事業者の見解のまとめ方について解説を追記いたします。34 ページには、事後調査とモニタリング調査の使い分けについて、修正を行います。38 ページには、先ほども議論が出ましたが、要約書の位置づけ等に係る解説を追記したいと思います。同じページには、評価を行う際の現況との比較について、解説を追記いたします。また 50 ページでは、補正評価書及び事後調査報告書に記載すべき具体的な内容について解説を追記いたします。56 ページについては、審議会に関する内容を整理して、記載する情報を修正いたします。65 ページでは、手続きのスケジュールについて、分かりやすく修正したいと考えております。現時点では以上のような修正を検討しております。

(坂本会長)

今回は報告だけのようですので、質疑応答はなしとして、技術指針と同様、事務局は手引きの見直しに向け作業を進めてください。また、委員の皆様も御意見があれば事務局まで連絡してください。

その他、何かございますか。

事務局、今後の日程について何かありますか。

(河西課長補佐)

資料 1 で御説明したとおり、国の逐条解説等の作業との関連がありますので、次回は 1 2 月頃と考えておりますが、この間、各委員方に再度御意見を伺って参りたいと考えています。

また、具体的な日程は明らかになっておりませんが、昨年度第三分類事業の判定を行いました甲斐市菖蒲沢の(株)GSJ エナジーの太陽光発電事業について、現在事業者はコンサルタント会社に委託して方法書手続の準備を進めております。

更に、中部横断自動車道の長坂・八千穂区間におきましても、今後方法書の提出が見込まれております。時期については事業者次第でございますので、その際には、日程調整をさせていただきます。今後も御協力をお願いいたします。

(坂本会長)

以上で議事を終わります。事務局にお返しいたします。

4 閉会

(河西課長補佐)

坂本会長、ありがとうございました。これをもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。